

鳥取県告示第 465 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ハマサキ 代表取締役 濱崎 晋一	鳥取市川端 四丁目 202	株式会社ハマサキ 福祉・保険グループ	鳥取市川端四丁目 202	福祉用具貸 与、特定福祉 用具販売	平成 20 年 6 月 20 日